

介護福祉士・社会福祉士制度の改正について

(社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(平成19年12月5日公布))

[社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年制定、昭和63年度施行)により創設された名称独占の国家資格]

改正の背景

近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化に対応し、人材の確保・資質の向上を図ることが求められている。

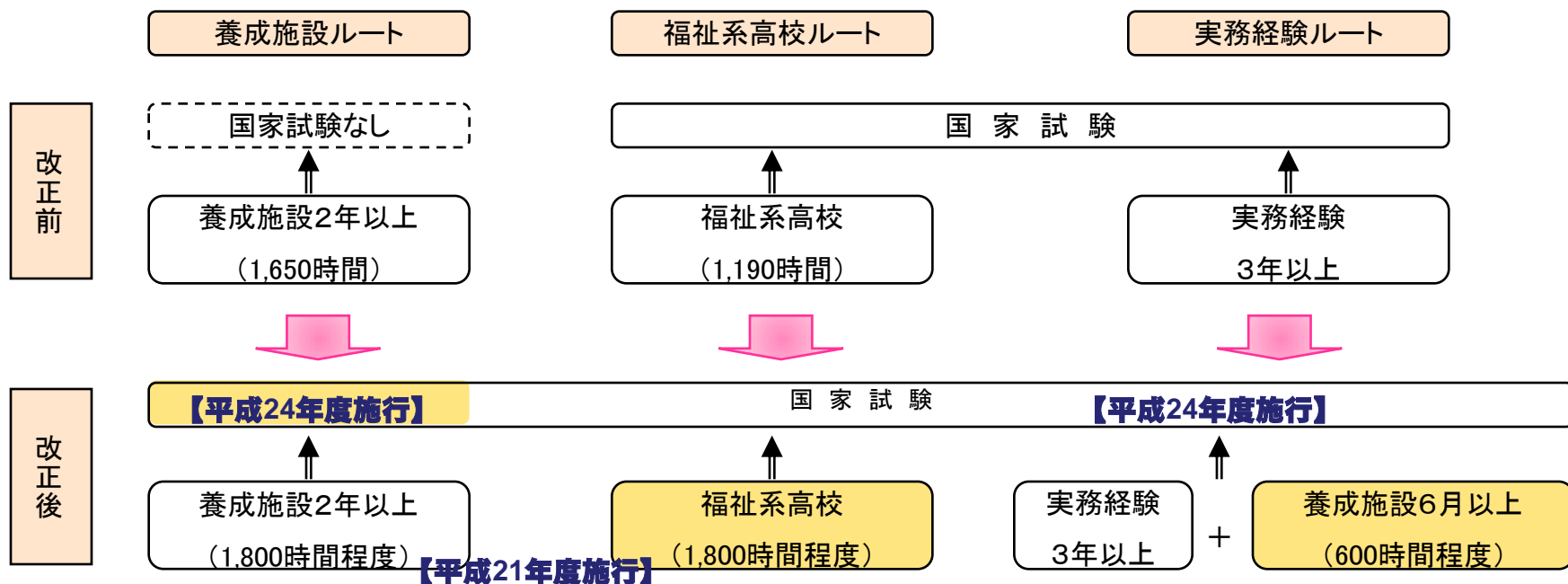
- 介護保険制度の導入や障害者自立支援法の制定等により、認知症の介護など従来の身体介護にとどまらない新たな介護サービスへの対応が求められている。
- 介護保険制度、障害者支援費制度等の利用者がサービスを選択できる制度を導入したことに伴い、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきている。

改正のポイント

- 1 介護福祉士の行う「介護」を「入浴、排せつ、食事その他の介護」から「心身の状況に応じた介護」に改めるなど、定義規定を見直す。
- 2 個人の尊厳の保持、認知症等の心身の状況に応じた介護、福祉サービス提供者、医師等の保健医療サービス提供者等との連携等について新たに規定するなど、義務規定を見直す。
- 3 資質の向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、介護福祉士の資格取得方法を一元化する。
福祉現場における高い実践力を有する社会福祉士を養成するための資格取得方法の見直しを行う。
- 4 社会福祉士の任用・活用の促進を図る。

介護福祉士の資格取得方法の見直し

平成19年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正により、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法の一元化が図られた。



※ 6月以上の養成課程は、介護過程や生活支援技術に関する理論・知識などを中心に、国が指定する養成施設で6月以上学習することとしています。

なお、通学課程のみならず、通信課程による学習を認めることを検討しています。

また、受講費用は、国の助成等がなければ、20万円～30万円程度と見込んでいます。

6 月以上の養成課程の教育カリキュラム

		時間数	教育内容
人間と社会	人間の尊厳と自立	15h	人間の尊厳と自立、介護における尊厳の保持・自立支援
	社会の理解	30h	生活と福祉、社会保障制度、介護保険制度 等
介護	介護の基本	90h	尊厳を支える介護、介護を必要とする人の理解、介護従事者の倫理 等
	コミュニケーション技術	30h	介護におけるコミュニケーションの基本、介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション 等
	生活支援技術	90h	自立に向けた居住環境の整備、自立に向けた移動の介護、自立に向けた食事の介護 等
	介護過程	90h	介護過程の意義、介護過程の展開 等
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	45h	人間の成長と発達の基礎的理解、老化に伴うこころとからだの変化と日常生活 等
	認知症の理解	60h	医学的側面から見た認知症の基礎、認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活等
	障害の理解	60h	障害の基礎的理解、障害の医学的側面の基礎知識 等
	こころとからだのしくみ	90h	こころのしくみの理解、からだのしくみの理解、移動に関連したこころとからだのしくみ、食事に関連したこころとからだのしくみ 等
合計		600h	